

宇治橋断碑をめぐる

青字は誤写など要検討部分、太字・レイアウト・読み下し等は藤田隆一によるもの。

■復元された石碑



■読み下し

浼^{べん}浼^{べん}たる横流^{わうりゅう} 其^その疾^{はや}きこと箭^やの如^{ごと}し
修^{しゅう}修^{しゅう}として征^{ちゆう}く人^{にん} 騎^きを停^とめて市^{いち}を成^{せい}す
重^{じゆう}深^{しん}に赴^{おもむ}かんと欲^{ほつ}しては 人^{にん}馬^ば命^{めい}を汙^なくす
古^{いにしへ}より今^{いま}に至^{いた}るまで 航^{かう}葦^{あし}を知るものは莫^なし
世^よに釋^{しゃく}子^し有^あり 名^なづけて道^{だう}登^{とう}と曰^いふ
山^{さん}尻^しの惠^ゑ満^{まん}の家^{いへ}より出^いでて
大^{だい}化^け二年^{にんねん}の 丙^{へい}午^ごの歳^{さい}に
此^この橋^{はし}を構^{かま}へ立て 人^{にん}畜^{しよく}をして濟^{さい}度^どせしめたり
即^{すなは}ち微^み善^{ぜん}に因^よりて 爰^{こゝ}に大^{だい}願^{がん}を發^{はつ}したり
因^よを此^この橋^{はし}に結^{むす}びて 果^{くわ}を彼^かの岸^{きし}に成^{せい}さしめんと
法^{ほふ}界^{かい}の衆^{しゆう}生^{せい}を 普^{あま}く此^この願^{がん}ひに同^{どう}じうして
夢^む裏^り空^{くう}中^{ちゆう}に 其^その苦^く縁^{えん}を導^{だう}かんと

■原文

浼^{べん}浼^{べん}横^{わう}流^{りゅう} 其^そ疾^{はや}如^{ごと}箭^や 修^{しゅう}修^{しゅう}征^{ちゆう}人^{にん} 停^{てい}騎^き成^{せい}市^{いち}
欲^{ほつ}赴^{おもむ}重^{じゆう}深^{しん} 人^{にん}馬^ば汙^な命^{めい} 從^{じゆう}古^こ至^し今^{いま} 莫^な知^ち航^{かう}葦^{あし}
世^よ有^あ釋^{しゃく}子^し 名^な曰^い道^{だう}登^{とう} 出^{しゅつ}自^じ山^{さん}尻^し 惠^ゑ満^{まん}之^の家^{いへ}
大^{だい}化^け二^に年^{ねん} 丙^{へい}午^ご之^の歳^{さい} 構^{かま}立^た此^こ橋^{はし} 濟^{さい}度^ど人^{にん}畜^{しよく}
即^{すなは}ち因^よ微^み善^{ぜん} 爰^{こゝ}發^{はつ}大^{だい}願^{がん} 結^{むす}因^よ此^こ橋^{はし} 成^{せい}果^{くわ}彼^か岸^{きし}
法^{ほふ}界^{かい}衆^{しゆう}生^{せい} 普^{あま}同^{どう}此^こ願^{がん} 夢^む裏^り空^{くう}中^{ちゆう} 導^{だう}其^そ苦^く縁^{えん}

■語釈

浼^{べん} 水^{みづ}の平^{たい}か^らに流^{なが}れる様^{よう}子^し。
『詩^し經^{きやう}』 北^{ほく}風^{ふう}の臺^{たい}に「河^か水^{すい}浼^{べん}浼^{べん}」とある。
修^{しゅう} 脩^{しゅう}脩^{しゅう}に同^{どう}じ。整^{ととの}つてい^るさま。又^{また}、流^{なが}れる様^{よう}子^し。
「條^{じょう}條^{じょう}」とす^る写^し本^{ぼん}もあ^り。
征^{ちゆう} 行^{かう}に同^{どう}じ。 汙^な 芒^{ぼう}に通^{とほ}ず、亡^{むす}に通^{とほ}ず。
航^{かう}葦^{あし} 葦^{あし}航^{かう} 小^{せう}舟^{ふね}で渡^{わた}る。 釋^{しゃく}子^し 僧^{そう}侶^{りょ}、仏^{ぶつ}徒^だ。

■道登

『日本書紀』 孝^{こう}德^{とく}天^{てん}皇^{かう}紀^きに二^に回^{かい}登^{とう}場^{じやう}する僧^{そう}侶^{りょ}。『日本
靈^{りやう}異^い記^き』 第^{だい}十^{じゅう}二^にによ^よれば「高^{こう}麗^{れい}の学^{がく}生^{しやう}道^{だう}登^{とう}は元^{げん}興^{かう}寺^じの
沙^さ門^{もん}なりき」とある。『今^{いま}昔^{せき}物^{ぶつ}語^ご』 第^{だい}三^{さん}十^{じゅう}一^{いち}には「宇
治^うの橋^{はし}をば此^この道^{だう}登^{とう}が造^{ぞう}り始^{はじ}めたる也^{なり}」とある。

山^{さん}尻^し 山^{さん}背^{せい}か。

夢^む裏^り空^{くう}中^{ちゆう}に 当^{たう}人^{にん}がそ^のれと氣^きづか^ないうち^に

■宇治橋断碑とは

京^{きやう}都^と府^ふ宇^う治^ぢ市^しの放^{ほう}生^{しやう}院^{いん}にある石^{いし}碑^ひ。江^え戸^こ寛^{かん}政^{せい}三^{さん}年^{ねん}に発^{はつ}見^{けん}
され^た時^には頭^{かぶ}部^ぶ二^に十^{じゅう}七^{しち}文^{ぶん}字^じの^みが残^{のこ}る「断^{だん}碑^ひ」であ^っ
た。現^{げん}在^{ざい}あるの^は、こ^のれを復^{ふく}元^{げん}した^{もの}。『帝^{てい}王^{わう}編^{へん}年^{ねん}記^き』
大^{だい}化^け二^に年^{ねん}条^{じょう}に碑^ひ文^{ぶん}の全^{ぜん}文^{ぶん}が残^{のこ}されてい^る。現^{げん}在^{ざい}「現^{げん}存^{ぞん}す
る日^{にっ}本^{ぽん}最^{さい}古^この石^{いし}碑^ひ」とさ^れるが、こ^のれは**大^{だい}化^け二^に年^{ねん}**（「橋
を築^{たく}いた」年^{ねん}次^じ）の銘^{めい}によ^よるもの。「碑^ひが建^たてら^れた」
の^はこ^のれよ^り相^{さう}当^{たう}時^じ代^{だい}が降^{くだ}る可^か能^に性^{せい}もあ^るので、注^{ちゆう}意^い
が必^{かなら}ず。な^お『扶^ふ桑^{そう}略^{りやく}記^き』 第^{だい}四^しの**大^{だい}化^け二^に年^{ねん}**の条^{じょう}には「件^{くだん}
の橋^{はし}の北^{きた}岸^{あし}の石^{いし}に銘^{めい}じて曰^いふ」とあ^るので、こ^の文^{ぶん}献^{けん}が
書^かれた時^には石^{いし}碑^ひが存^{ぞん}在^{ざい}して^{いた}たよ^うだ。『扶^ふ桑^{そう}略^{りやく}記^き』
で^は堀^{ほり}河^か天^{てん}皇^{かう}（在^{ざい}位^い1087〜1107年）を「今^{いま}上^{じやう}天^{てん}皇^{かう}」
と記^きす。

■宇治橋について

『日本書紀』 卷^{くわん}二^に十^{じゅう}八^{はち}・天^{てん}武^ぶ天^{てん}皇^{かう}元^{げん}年^{ねん}五^ご月^{げつ}に「菟^う道^{だう}守^{しゅ}橋^{きやう}者^{しや}
に命^{めい}じて、皇^{かう}大^{だい}弟^{てい}宮^{みや}舍^{しや}人^{にん}の私^{しり}粮^{りやう}を運^{うん}ぶ事^じを遮^せらしむ。」
とあ^る。つ^まり西^{せい}曆^{りやく}672年^{ねん}には既^{すで}に宇^う治^ぢ橋^{はし}は存^{ぞん}在^{ざい}して
いた^らしい。
『源^{げん}氏^し物^{ぶつ}語^ご』 『平^{へい}家^け物^{ぶつ}語^ご』 『太^{たい}平^{へい}記^き』 などにも再^{また}三^{さん}登^{とう}場^{じやう}す
る著^{しやく}名^{めい}な橋^{はし}だ^が、洪^{こう}水^{すい}や戦^{せん}乱^{らん}によ^よる流^{なが}出^{しゅつ}と再^{また}築^{たく}を繰^{くり}り返^{かへ}
したよ^うで、戦^{せん}記^き物^{ぶつ}には「宇^う治^ぢ橋^{はし}を引^ひく」とい^う表^{ひょう}現^{げん}が
よ^く見^{けん}ら^れる。つ^まり、橋^{はし}板^{いた}を引^ひき落^おとして敵^{てき}軍^{ぐん}の渡^{わた}河^か
を妨^{たご}げるとい^うこ^とが、多^{おほ}々^たあ^つたら^しい。
江^え戸^こ時^じ代^{だい}には軍^{ぐん}事^じ上^{じやう}の理^り由^{ゆう}か^ら、幕^{まく}府^ふが修^{しゆ}理^りな^いし造^{ぞう}替^{たい}
を担^{たん}当^{たう}する「公^{こう}儀^ぎ橋^{きやう}」に指^さ定^{てい}さ^れ、東^{とう}詰^{じつ}に^ある通^{つう}円^{えん}茶^{ちや}屋^や（現^{げん}
在^{ざい}も存^{ぞん}在^{ざい}する）が橋^{はし}守^{しゅ}を務^むめたとい^う。

『続日本紀』 卷一・文武四年三月より

延^{えん}曆^{りやく}16年 797年

三^{さん}月^{げつ}己^き未^み、道^{だう}照^{しやう}和^わ尚^{じやう}物^{ぶつ}化^かす。天^{てん}皇^{かう}は甚^{はな}だ^な之^{これ}を悼^{たう}惜^{せき}し、使^{つか}
を遣^{つか}して即^{すなは}ち之^{これ}を弔^{ちゆう}賻^{たう}せしむ。…（中^{ちゆう}略^{りやく}）…後^{のち}に天^{てん}下^かを
周^{しゅう}遊^{ゆう}し、路^ろ傍^{ぼう}に井^いを穿^うち、諸^{しよ}津^{しん}・濟^{せい}處^{じょ}に舩^{ふね}を儲^{まう}け橋^{はし}を造^{ぞう}
りぬ。乃^{すなは}ち山^{さん}背^{せい}國^{こく}の宇^う治^ぢ橋^{はし}は和^わ尚^{じやう}の創^{そう}造^{ぞう}せしものなり。

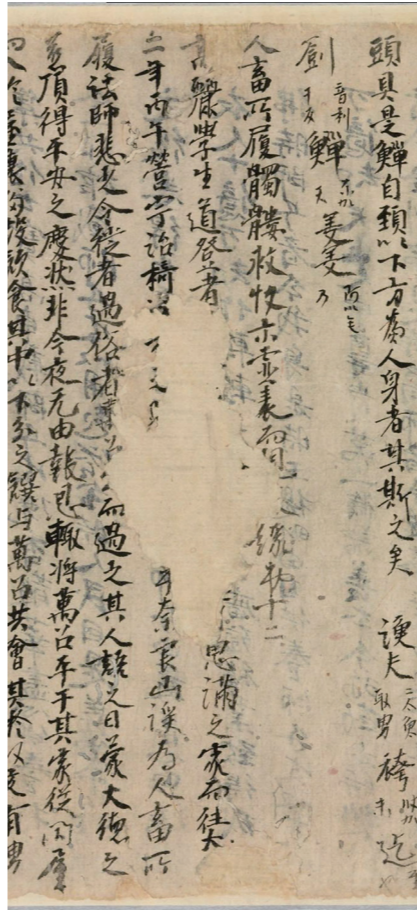
■語釈

物化ぶつか 〓 死去。
悼惜とうせき 〓 死を悼む。
吊罽ちようふ 〓 死者を吊うために贈る金品。
諸津濟處しよしんせいじよ 〓 湊や渡し場。

『日本靈異記』より

弘仁年間 〓
810～824年頃

「人畜に履まれし所の髑髏の救ひ収められ、靈を示し表して現に報いし縁第十二」
高麗の學生道登は元興寺の沙門なりき。山背の惠満の家より出づ。往ぬる大化二年の丙午に宇治橋を營まんとする時、髑髏奈良の山溪に在り、人畜の履む所となれり。法師は之を悲しみ、従者の萬侶をして木の上に置かしめき。…(以下略)



日本靈異記（興福寺本）より

■語釈

日本靈異記 〓
日本最古の説話集で弘仁年間(810)～824年の成立とみられ、著者は薬師寺の僧・景戒とされる。最古の写本は興福寺本(延喜四年 〓904年)。

『扶桑略記』第四卷・大化二年より

寛治8年頃 〓
1094年頃

大化二年丙午に始めて宇治橋を造れり。件の橋の北岸の石の銘に曰く、
世に釋子有り、名づけて道登と曰ふ。山尻惠満の家より出づ。大化二年丙午の歳に此の橋を構へ立てて人畜を濟度せしめたり、
と。件の道登とは本是高麗の學生、元興寺の沙門なり。宇治橋を營まむとして往来の時に髑髏、奈良の山路に在り。又人畜の履む所と爲れり。法師は之を悲しみて、遂に従者の萬侶をして之を木の上に置かしめたり。…(中略) 〓 國史には云く、山背國の宇治橋は道照の創造なり、と。

■語釈

き。…(以下略)

『今昔物語集』卷十九より

保安元年頃 〓
1120年頃

「髑髏の高麗僧道登に恩を報ずること第二十一」
今は昔、高麗より此の朝に渡ける僧有けり。名をば道登と云ふ。元興寺にぞ住しける。功德の為に、始めて宇治の橋を造り渡さむと思ふ心有て、営ける間に…(以下略)

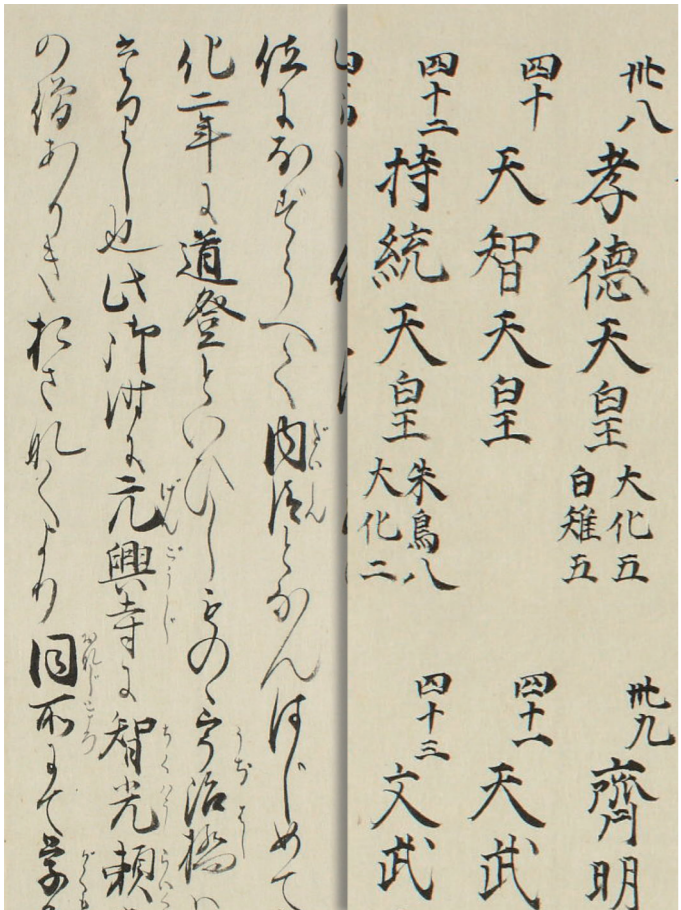
■語釈

今昔物語集 〓
平安後期の説話集。三十一卷。保安元年(1120年)頃の成立。作者及び成立事情については未詳。なお、「今昔物語集」卷十一の第四話には道照の説話も存在するが、宇治橋の件に触れることはない。

『水鏡』中巻・第卅八より

1195年頃

大化二年に道登といひしもの、宇治橋へわたしはじめたりし也。此時に元興寺に智光・頼光といふ二人の僧あり



『水鏡』中巻より

『帝王編年記』より

1370年頃

(前略) …始めて左右大臣を置く。凡そ天下を平げしは鎌子連の功に非ざるは莫し。仍ち鎌子に大錦冠を授け、内大臣と為す。二年丙午に元興寺の道登・道昭は勅を奉じて、始めて宇治川橋を造れり。石の上に銘すらく、

| | | |
|------|------|------|
| 洸々横流 | 其疾如箭 | 脩々征人 |
| 停騎成市 | 欲赴重深 | 人馬忘命 |
| 従古至今 | 莫知般竿 | 世有釈子 |
| 名曰道登 | 出自山尻 | 惠満之家 |
| 大化二年 | 丙午之歳 | 構立此橋 |
| 濟度人畜 | 即曰微善 | 爰發大願 |
| 結曰此橋 | 成果彼岸 | 法界衆生 |
| 普同此願 | 夢裏空中 | 導其苦縁 |

と。同年に畿内の境を定む。東は…(以下略)

■語釈

帝王編年記Ⅱ歴代編年集成、とも。
編年体の歴史書。永祐(南北朝時代の人)の編。後光厳天皇代(在位1352～1371年)の成立とされる。帝王編年集成、歴代編年記、扶桑編年録など、写

百井塘雨(『笈埃随筆』)の解説

1791年頃

近きころ宝暦年中の洪水に宇治橋もおち…(中略) …橋寺には宇治橋の碑有り。是は中古、橋詰に石垣もつみ、ことしを水來涸水の節に見出して橋寺へ引上げ、三分の一ほど折たりしを、古旨より見出し龍草履が補ひ、通圓茶屋に額にして古書の文粹に群載あり。

■語釈

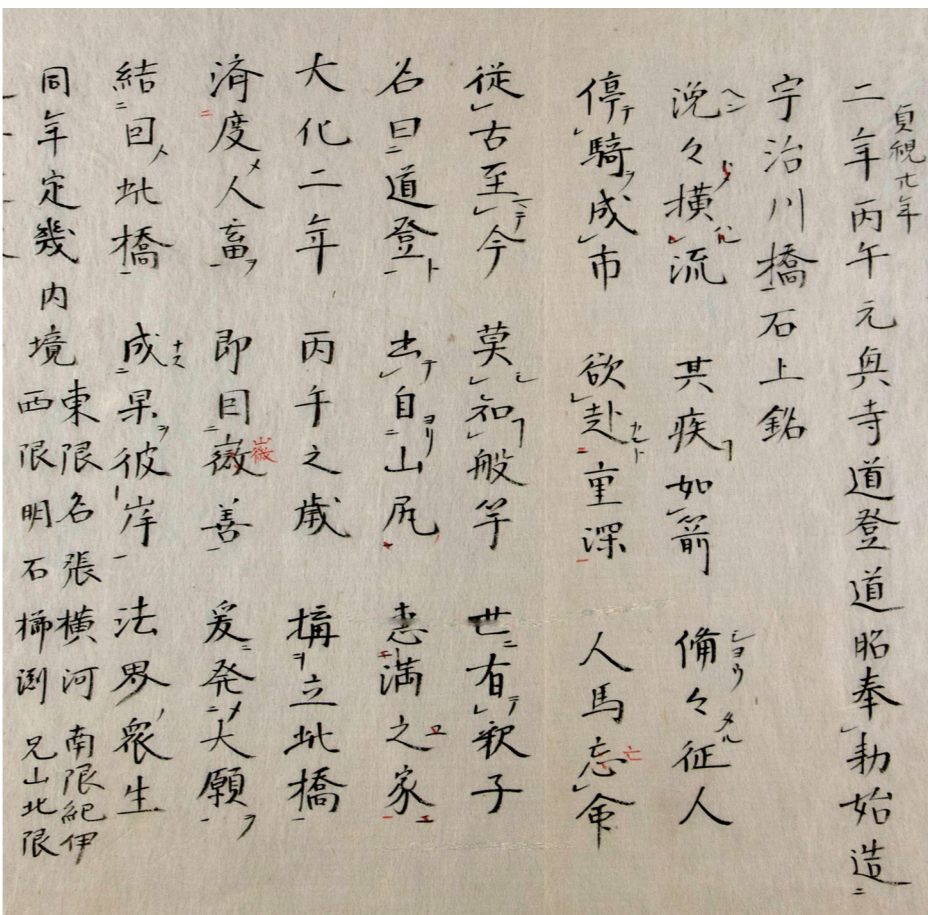
笈埃随筆Ⅱ

京都の豪商・萬屋の次男、百井塘雨(?～1792年)の随筆。全国を旅した体験・伝聞などを記したものの。未完成、遺稿十二巻。ここに引用したものは第十巻の「宇治川」のトピック中にあるもの。

橋寺Ⅱ宇治橋の東側にある橋寺放生院のこと。
橋詰Ⅱ橋のきわ、橋の途切れている場所。
龍草履Ⅱ龍草廬の誤写か。

龍草廬(1714～1792年)は江戸中期の儒者、漢詩人。山城国伏見の人。
通圓茶屋Ⅱ現在でも存在する茶屋。創業は平安末期。文粹に群載ありⅡ達筆な文面を多く飾っているというこ

本によって異名が付けられているので、注意が必要だ。



『帝王編年記』巻27より

とか。

屋代弘賢(『道の幸』)の日記より

寛政四年Ⅱ 1792年

(※寛政四年十一月十八日の記事)

十八日朝雨ふりて、辰の半ばより晴る。平等院の…(中略) …夜に入て川をわたり通円が茶屋に立より、かの像などみて、橋寺へ行き碑を透かうつす。幅壺尺ばかり、長壺尺伍寸餘有り、打わりたる鑿跡有り。いかなればかゝるにやといふれば、近き比礎石に文字有るを見つげ、ほり出つ、よく見れば宇治橋の碑なりとて、かくて有る也といふ。文字は四字づゝつゞきて二段三行あり。三段の初め一字づゝ見ゆ。其の文は、

| | | |
|------|------|------|
| 洸洸横流 | 其疾如箭 | 脩々征人 |
| 世有釋子 | 名曰道登 | 出… |
| 即因微善 | 爰發大願 | 結… |

以上、廿七字あり。全文は帝王編年記に見へたり。然れども、扶桑畧記には道登を道昭と書きたり。水鏡には宇治橋は道登造れりといひ、編年記には元興寺道登道昭奉勅造といへり。しかるを日本紀に記されず。続日本紀の道昭が傳に此の

橋を造るとしてさされて、道登が事はさらに聞えざれば、元亨釋書・本朝高僧傳等の書もものせず。いといふかしまを、此の石文の折ながらもかくつたはりて、道登といへる名のあざやかに残りたるぞ、其の功も朽せいでいとめでたし。

さても編年記に奉勅とするせしぞ、心得がたき。法師に仰て橋造らせられしものとふしぎに、又此の二人奉勅にて造りしならば日本紀にも記さるべく、又石文にもかゝでやはやむべき。抑々わたくしの勸進にて造りたるにやあらん。

又道昭・道登は同人にやといふ人もあれど、道登が次句は出山尻惠満之家と見へたれば、道昭とはをのづから別人にて有けり。道昭が年をかぞへみれば、此の橋造りし大化二年はわづかに十七歳にぞ成ぬる。

かたぐ道登は棟梁にて、道昭は力をあはせしものならんが秘蔵の事なるべし。戌のをわりに宿にかへる。

■語釈

道の幸 江戸幕府の祐筆であった屋代弘賢(1758-1841年)が公務で京都・大和の寺社を訪問して記録した日記。ここに掲載したのは宇治橋断碑を

中邨維禎の撰
小林亮適の書并びに督工



宇治橋碑の裏面(拓本)

■語釈

寛政辛亥 寛政三年 1791年。

藩籬 垣、かこい。

小林亮適 小林香雪(1755-1820年)。美濃の人。

名は文和、字は亮適、号を香雪と称す。尾張藩の奥医師。書画を善くした文人儒医。寛政三年四月に宇治放生院の兎道橋断碑を見出し、内田蘭渚・小川雅宣・吉田重英・僧亮惠等と共にこれを修理・復元した。

醇古 正しく古風な、混じり気がなく古い。

今人 現代の人。

法帖 古い真跡・模写・拓本等を折り本にしたもの。

掇拾 ひろいあつめる。

布列 並べる。

再全 復元する。

した際の記事。

辰の半ば 午前八時ごろ。

石文にもかゝでやはやむべき 反語の表現。

石碑に記述しないで済むだろうか、いや記すはずだ。戌のをわり 午後九時ごろ。

兎道橋断碑の背面

寛政五年 1793年

兎道橋の碑は毀廢して埋没せり。知らず其の幾百歳なるかを。寛政辛亥の夏四月、一夫偶々放生院の藩籬の側を穿ちしに、断碑二尺許を獲たり。之を驗れば則ち舊碑の一つなり。

尾張の小林亮適・内田宣經・小川雅宣・古田重英・釋亮惠は乞ひて之を得、意に之を復さんと欲せり。而るに碑面の文字は極めて醇古、今人の能く補する所には非ず。止むを得ず古き法帖中に就りて掇拾布列し、舊文を再全す。既に貞石を求め、表して之を樹う。仍て其の文を勒し、以て登法師の功德を千載の後に顯せり。茲に因縁を結び且つ大庇して、永世に忘れざらしめたり。寛政癸丑の秋九月に碑は成れり。因て其の事を係げ以て不朽を示すなり。

放生院住職の解説より

明治32年頃 1899年頃

貞石 堅固なる石、美しい碑石。
勒し 刻むに同じ。
大庇 大いにおおう、かばう。
寛政癸丑 寛政五年 1793年。
督工 工事を監督する。

傾者放生院住職岩城元隨、断碑の由緒を説て曰く、

夫れ大化二年は道昭十八歳の時なり。されば恰も辨道修學の年齢に當り、濟世利民の實行に従事する閑暇なかるべきは勿論、殊に本朝高僧傳に就て師が事蹟並に該橋を修繕せし年代を推考するに、師は白雉四年に入唐し、歸朝の後元興寺に住し、専ら法相の宗風を宣揚し、壯歳に及び諸州に遊歴して義井を穿ち道路を開き、渡船を作り橋梁を架し、普く利濟するこ

と十載間とあり(元亨釋書、全之)。されば道昭の宇治橋を造修せしは蓋し其頃ならん。何となれば道昭は年七十二にして文武四年三月に逝去せし人なるを以て、其歳より推算すれば修造の年は乃ち大化二年より後廿五年を経て、白鳳の頃に相當

道登の年表

高麗学生、元興寺の沙門、入唐して吉蔵(549~623年)に師事、三論宗を学ぶ。
大化1年=645年に十師となる。
大化2年=646年に宇治橋を構立。
白雉1年=652年に白雉の祥瑞なることを天皇へ上奏する。
白雉2年=653年、皇祖母尊の設齋に参加。

大化2年のライン

道昭の年表

629年、河内に生れる。父は船恵尺。
653年=遣唐使となる。(25才)
660年=帰朝。(32才)禅院を建立して住む。
680年=往生院を建立。(52才)
700年に逝去。72歳。

646年

696年

断碑の年表

大化2年=646年に宇治橋を構立。ただし、九州年号の大化2年=696年。
延暦16年=797年に文室波多磨が宇治橋を造る。(日本紀略)
承和15年=848年に宇治橋傾損す。(続日本後紀)
康平6年=1063年に宇治橋を造る。(伊呂波字類抄)
建仁の頃(1190~1199年)頽破(『百練抄』十二)
弘安9年=1286年に思圓上人(叡尊)、橋を再興す。(閑窓自語)
応永20年=1413年に宇治橋を造替す。(看聞日記)
宝暦6年=1756年に宇治橋、洪水で落ちる。(笈埃随筆)
寛政3年=1791年に断碑を発見する。
寛政4年=1792年に屋代弘賢が訪問。
寛政5年=1793年に幕府は宇治橋を再建す(十三朝紀聞)。同年に小林亮適等、断碑を補修する。

語釈

出典||この文面は川村文芽(あやめ、ぶんがとも。本名は川村猪蔵。1867~1930年の存在。京都日出新聞記者、文人。後年村上姓となる。)が採録したもの。雑誌『日本人』明治32年9月発行に投稿したものを転載した。

すればなり。(中略)
坊間の傳説に依れば、寛政年中、小林亮適外四名夫の断碑を得て之を増補せんと企てし時、古書に就て該碑の舊文を調査するに當り、南都の古刹に於て道昭筆蹟の文章を得て之を見閲せしに、断碑の書風と其字体同一の筆蹟なるのみならず、碑面の文意を察するに、是亦釋字の思想より出で、凡庸の類に非るを知り、彼此を對照するに從て、彌々菟道橋の創立は道登なる事を確むると與に、之が第二の修營者たるは必ず道昭なるべしと會得し、即ち此碑たるや、道昭が修營の際に於て、創立者道登の偉蹟地に落ん事を慮り、其徳を表彰して後代に傳へんが爲に、該碑を設立して其地に遺存せしものなりと言はれたりと聞く。

傾者||近頃。
辨道||修行に全力を注ぐ。
義井||共同の井戸。
坊間の||世間の。
南都の古刹||
川村文芽の取材によれば「南都の古刹」とは、奈良市の(猿沢池の南にある)元興寺のことらしい。同任職・郭部戒津に聞いた話として、明治の廢仏毀釈で「道昭の筆蹟は素より、あらゆる寺寶を賣拂」ったので今は一も存するものなし、と。
釋字の思想||仏教の思想。

【注釈】

「入唐して、吉蔵に師事、三論宗を学ぶ」との情報は佐久間竜(国史大辞典)の推定によるもの。これを信用すると、道登が20才のころに吉蔵に師事したと見て、道登の誕生は603年頃と推測される。大化2年で44才くらいとなる。

※以下は参考附録

『和漢年契』より

推古帝の時、
告貴は十年に終る。按ずるに一説に推古元年を喜樂と為し、二年を端正と為し、三年を始哭と為す、と。四年より十年に至るを法興となす。是の四年号は通計十年にして終る。告貴の年数と正しく相符合す。則ち十年の間は蓋し告貴と互いに相行する耳。始哭は一に始大に作る。(中略)
和京は五年に終る。一に和京繩に作る。按ずるに倭京元年は定居元年にして、定居は七年に終る。倭京は五年に終れば則ち仁王元年即ち定居六年と為す。蓋し是の三年號は亦互に相行する耳、と。

■語釈

| | |
|-----|--------|
| 用明帝 | 二年終 |
| 崇峻帝 | 五年終 |
| 推古帝 | 十年終 |
| 告貴 | 十年終 |
| 願轉 | 四年終 |
| 和京 | 五年終 |
| 三年號 | 亦互相行也耳 |

『和漢年契』より

■語釈

阿每氏アヘ大陸から満達・朝鮮を経て越州へ移動した民族の族長。彼等は、白山・三輪山を信仰したとされる。その後移動して、耶麻堆三輪山蘇我郷を王居としたとされる。
治政回住チセイケイジュウ遠くに住んで領地を治めることか。平安時代の遙任ヨウニン、江戸時代の江戸在府の類か。
國記クニキ推古天皇の時、上宮太子と嶋大臣により編集されたとされる史書。全六巻。「天皇記」とともに作成された。乙巳の変で焼失したとされる。

『北斗抄』一より

耶馬臺之事

倭の國に耶馬臺と曰すなん女王國ありぬ。此の國に坐せる國主、三輪の蘇我に阿每氏、明日香に大伴氏、奈古に巨勢氏、生駒に物部氏、葛城に天皇氏、木の國に平群氏ありて、女王の宮・攝津に貢す。世に是を畿内七王とて、筑紫・南海道・山陰・山陽・東海道・北陸・近畿に治政回住せり。
倭國とは是の七王を以て七宮あり。その本宮を耶馬壹と曰ふ。七王の住める耶馬壹より耶馬六に至る王居を以て耶馬臺亦は耶麻堆と稱せり。本宮に女王を以て継ぎけるも、北陸なる越王、山陰なる出雲王の國併に依りて七王の國治、大いに乱る。
國記に曰く、凡そ倭を統弁せるは天皇氏を以て為す可くと、和珥氏・蘇我氏・巨勢氏・平群氏・葛城氏・春日氏、六氏に依りて一國一天の萬乘を國治とせり。
依て外史に曰ふ耶馬臺國とは七王の古稱にして、耶馬壹とは位地異なりぬ。耶馬臺即ち耶麻堆にして、筑紫に耶馬臺在るべくもなく、筑紫は耶馬壹國なりと記述ありけるなり。

天明二年五月一日

相馬頼重



『北斗抄』の「治政回住」

第八回目は、第五章 九州王朝の領域と消滅 第二節 を取り上げる。

【2】各章の要点を抽出

以下の要点について、疑問や不明な点がある場合は、その箇所の実際の記述・文章で確認してほしい。

【5】第五章 九州王朝の領域と消滅 ※467～566頁

第五章は、四つの節(九州王朝の黄昏、二つの金石文、九州年号の領域、結び一三つの真実)からなる。今回対象とするのは、第二節[二つの金石文]のうち、人物画像鏡に関する部分である。

【5.2】第二節 二つの金石文 ※500～546頁

本節の要旨： 隅田八幡宮の「人物画像鏡」に関する通説や問題点を検証し、この鏡は百済武寧王が503年に九州倭王「年」に贈呈されたものと論じている。また、江田船山古墳の大刀銘についての解釈や説を批判的に検証し、大刀が九州王領に関係するものとしている。

【5.2A】人物画像鏡 金石文は、歴史の試金石である。なぜなら高句麗好太王碑の項のはじめにもいったように、金石文は歴史の当の時点で記されている、まさに第一史料だ。(「人物画像鏡」冒頭文)

《従来の学説》

(1)福山氏の判読： 現在もっとも有力な学説とされる福山敏男の説を見よう。①福山の判読「癸未年八月日十、大王年、男弟王、在意柴沙加宮時、斯麻、念長寿、遣開中費直穢人、今州利二人等、取白上同(銅)二百早、作此竟(鏡)」。②福山の読解「この鏡の銘は大王(仁賢天皇?)の御代の癸未年(503)に、ヲホトの王(継体天皇)がオシサカの宮にました時に(恐らくその臣の)シマが河内のアタヒの漢人、今州利の二人をしてこの鏡を作らしめたことをいってゐると思はれる」。

③[古田先生の検証] この読解には六つの問題点がある。①「日十」：読み方が不正確。②「音韻」：「ヲオト」と「ヲホト」とは別音。③文字判読：念長「寿」と読むのは無理。④「穢人」：アヤヒト(=漢人)との読み方は恣意的。⑤地理的位置：武烈天皇の死の三年前(503)の時点において、先代に当る仁賢天皇(大王)と継体天皇とが、近畿大和の押坂宮に共在とするのは、記紀の国内伝承の無造作な否定。⑥「死者共在」：「503年は仁賢天皇の治世だ」と主張するなら、その論証が必要。

(2)水野一井上説： 1)水野：①水野の判読「癸未年八月、日十大王、与男弟王意柴沙加宮、斯麻、念長寿、遣開中費直、穢人今州利二人等、取白上同二百早、作此竟」。②水野説の要点：①「日十大王=允恭天皇」を基点。②「癸未年」=允恭32年(443)。③「大王年」を大王「与」と見なす。④「男弟王」は「弟の王=大草香皇子」。⑤「穢人」は下の「今州利」を修飾。⑥これ以外は福山の判読に従う。③[古田先生の検証]水野説の問題点。①特定力：「日十大王=允恭」という特定関係の論証が存在しないこと。②字形判読：大王「年」を「与」との判読は、字形そのものからして無理。 2)井上光貞：①水野の「日十=呪的王者」説を「付会」とし、従来通り「八月、日は十」の意味としたが、「大王=允恭」「癸未年=443年」に賛同。②賛同の理由：①倭の五王・済が南朝劉宋に遣使した443年に允恭天皇は在位。②允恭の妃・忍坂之大中姫(『紀』)は「意柴沙加宮」と一致。③[古田先生の検証]井上説の問題点：①「済=允恭」とする比定は不成立。②允恭天皇の実際の在位年代は469～90年以降。

《古田先生の論証》

(1)「寿」ではなく「泰」： 1)字形判定「念長寿」：①これは「寿」よりは「奉」に近い。②なお精視すると、これは「奉」ではなく、「泰」の左文(文字を裏返しに刻んだもの、左右が逆になる)である。③斯麻が相手(大王・男弟王)の「長く泰らかなることを念じる」意の吉祥句。 2)対等の論理：①三氏の説には(身分関係に関する)共通した盲点がある。②彼らは、「大王=天皇」、「斯麻=臣下の豪族または族長」としている。③この人物画像鏡には、「取」「作」という動詞に対して敬語表現が一切ない。

(2)両者は対等の位置：①「斯麻」と「大王・男弟王」とは支配と従属の関係になく、基本的に対等。②この鏡中の「大王・男弟王」が日本列島内の王朝の主であることは疑えない。③「斯麻」は朝鮮半島内の「国王」

に相当する地位の人物、武寧王である。④この帰結は、斯麻の派遣した二名の使者名から証明しうる。

(3A)開中費直とは……/(3B)穢人今州利/(3C)使者の性格: A)開中費直:①欽明紀二年七月項の百濟本記に云う「加不至費直」、すなわち「加不至＝開中」という可能性がある。②「加不至費直(河内直)」という人物は、「安羅日本府」の重要人物である(欽明紀二年秋七月・同五年二月条)。③倭国王と百濟国王との間で重要な役割を果たしている。B)穢人今州利:①魏志東夷伝中の濊伝・弁辰伝などの記述から、「穢人＝穢の人」ととるのが最も直截な理解。②継体紀七年夏六月・同十年秋九月条から、「州利」は、百濟におけるもとは官名でのちに「複姓」に転化したもの、とも考えられよう。③「穢人、今州利」を遣わした「斯麻＝武寧王」を有力に示唆している。C)「使者二名」の内実:①開中費直は安羅日本府の要人、穢人、今州利は百濟国内の官人、という性格の差を持っていることが判明。②開中費直を百濟王が遣わすはずがないとの反論に対して、種々の用例から、「開中費直＝河内直」と見なすことは、依然、可能である。

(4A)大王と男弟王/(4B)兄弟王朝: A)大王と男弟王:①「斯麻」が人物画像鏡をもたらした王朝は九州王朝である。②その理由は、④東アジアの情勢(『宋書』倭国伝の倭王武・『百濟本記』での磐井及び継体紀の筑紫君磐井討伐・『隋書』倭国伝、等)、⑥「二人の使者」の派遣先に関する『日本書紀』の記述。

B)兄弟王朝:①九州王朝とする根拠は、④『三国志』魏志倭人伝、⑥『隋書』倭国伝。②九州年号「兄弟」。③「斯麻」は相手の王朝の政治形態の実際によく対応した表記をとっている。

(4C)大王の名/(4D)わたしの論証: C)大王の名「日十大王年」: ①この部分について、従来、疑惑が多かった。②「日十」を「十日」の誤刻と見るのが、福山説以前の通説だった。③福山は「年」について、“大王の年”と解した。④この「年」を「与」と見る水野説。D)わたしの論証:①「日十大王」は「ヒト大王」であると思われる。思想から、「人」をあえて「日十」と表記したのではあるまいか。②「年」は中国風一字名称。五穀が成熟すること。③「日十大王年」の全形について。百濟側の表記により、「和風名称」と「中国風一字名称」の両者を同時に知ることができた。

(5)オシサカかイシサカか: ①「意柴沙加宮」は従来、自明のように「オシサカノミヤ」と読まれ「忍坂宮」に当てられてきた。②「意」が「オ」と読まれている例は、意能碁呂島(神代記)・意富加牟豆美命(同)・意富加羅国(垂仁紀16年)。③六世紀末か七世紀初頭成立の『百濟本記』内での表記に着目すると、この時期、中国側では「意＝イ」の音だった。④だから、継体紀七年条に百濟本記に云はく「委意斯移麻岐弥」は、「あしいまきみ」とする読みが自然なのに、この人名は通常、「やまのおしやまきみ」と読まれている。⑤「穂積臣押山」は近畿大和の臣下の人名であり、両者は明らかに別人。⑥人物画像鏡中の「石坂宮」は、「日十大王年、男弟王」の兄弟執政の中心地、九州王朝の当時の正殿名を指していた。

(6A)無称号の理由/(6B)天智「称制」の場合/(6C)男弟王の特定力: A)無称号の理由:①「斯麻」が武寧王だったら「百濟王」といった称号を欠くのは不可能。これがこの鏡の「斯麻＝武寧王」説に対する根本の疑問点。②武烈紀四年(502)「是歳、百濟の末多王、無道にして百姓に暴虐す。国人遂に除き、而して嶋王を絶つ。これを武寧王とす」とあり、この年に武寧王が即位したように見える。③『百濟新撰』には即位年次は記されていない。『梁書』には、502～521年までの約20年間の状況が示されている。④武寧王となった斯麻は、敗戦と再建の間の混迷のただ中であつた。503年という時点は、斯麻が武寧王として公然と統治していた、というような時期ではない。⑤このような時点であるゆえに、斯麻は「百濟王」と名乗っていないのである。B)天智「称制」の場合:①最もよき対照例を『日本書紀』天智紀に見出す「斉明七年(661)七月、齐明天皇は朝倉宮に崩じた」。②時は唐・新羅連合軍との決戦のさ中にあり、皇太子中大兄皇子は「天皇の位」にはつかなかつた。白村江の大敗戦があり、「即位の儀式」どころではなかつた。天智の「称制」期間は、661～68年の七年間続いた。③このような例から、「斯麻」はいわば「称制」に類した期間にあつたのであろうと思われる。④「鏡贈与」という行為の背後には、“前門の高句麗と戦うために、まず後門の倭国と結ぶ”という、深謀遠慮の存したことは察するにたたくないであろう。C)男弟王の特定力: ①「日十大王年」と比べて、「男弟王」という表記は簡単すぎるのではないか、との疑いに関して。②この問題に対する絶好の例は、武寧王陵の王妃の墓誌銘「百濟王大妃、寿終」。百濟王斯麻の「大妃」だから、これで人物特定性は必要にして十分なのである。③これと同じ表記法を示すのが「男弟王」である。④このように、表記法上の細部においても、人物画像鏡は武寧王陵墓誌銘と深い同一性を持っている。⑤無称号問題の論理性:④これは「斯麻」を”近畿天皇の配下”とする従来説にとって、致命的な欠陥である。⑥献上の当人(斯麻)の上位者も下位者もともに称号を持っているが、斯麻にはそれがない。斯麻は近畿天皇家の臣

下たる有力豪族ではない。㊦この鏡を「日本の鏡」と見なしてきたすべての説は成り立ちえない、という論理性をこの「斯麻」無称号問題は、深く内蔵していた。

- (7)どのようにして伝来したのか：「神功皇后の将来」という社伝は仮構にすぎぬが、背景に”この鏡は朝鮮半島から伝来した”という、「真実の伝承」が横たわっている。㊧『古事記』『日本書紀』ともこの鏡について記載していないこと自体、「被贈与者」が近畿天皇家内の天皇でなかったことの“沈黙”の証言をなすもの。㊨『記紀』成立後のある時期に、九州王朝の地から「贈与」され、もしくは「献上」せしめられて、隅田八幡神社に入ったのであろう。㊩「斯麻＝武寧王」説の先蹤として、乙益重隆の「隅田八幡神社画像鏡銘文の一解釈」がある。福山説の中に「斯麻＝武寧王」という観点をはめ込んだ形である。
- ㊪最後にわたしの判読と書き下し※省略 をあげる。癸未年八月、日十大王年・男弟王、在意柴沙加宮、時斯麻、念長泰、遣開中費直・穢人今州利二人等、取白上同二百早、作此竟。㊫論証の要約：㊬銘文中の「斯麻」は武寧王と認められる。㊭武寧王の交渉相手の倭王は九州王朝。㊮銘文冒頭の「日十大王年・男弟王」はその主権者。㊯記載様式が「兄弟執政」という特異な政治形態をとった九州王朝とよく一致。㊰「癸未年」は武寧王在世中の503年。㊱この「人物画像鏡」は九州王朝と百済との交渉を証明する金石文だった。

第八回となる今回は、天武十四年条(206～216頁)の記事を読んでいきたい。

十四年(685)

第一回の参考資料によれば、この年の主要な記事は以下のようである。

【1月】爵位名と階級増の改定、【3月】家ごとに仏舎築造・仏像・経を置いての礼拝供養を詔。

【5月】天皇の飛鳥寺行幸・仏礼敬、【6月】11氏に忌寸を賜姓。

【7月】朝服の色制定の勅、美濃伊勢以東の諸国有位者の課役を免除、【8月】川原寺に行幸、【9月】京と畿内で人夫の武器を檢校、各地に使者を派遣し国司・郡司と人民の状況を巡察、歌男女・笛吹者に子孫への歌笛伝習を詔、大安殿で王卿らが博戯、天皇不予・大官大寺等で三日間の誦経。

【10月】輕部足瀬等を信濃に派遣して行宮を造営、泊瀬王等を畿内の役に任命・伊勢王等が東国に再下、【11月】周芳総令・筑紫大幸に所蔵の鉄・布類・弓矢類を送付、白錦後苑しらにしきのみそのに行幸、新羅が政局報告と朝貢、【12月】筑紫派遣の防人らが海上漂流・衣服を給与。

〈春条の原文〉春正月丁未朔戊申【二】、百寮拝朝庭。丁卯【二一】、更改爵位之号。仍增加階級。明位二階、淨位四階、每階有大広。并十二階。以前諸王已上之位。正位四階、直位四階、勤位四階、務位四階、追位四階、進位四階、每階有大広。并四十八階。以前諸臣之位。是日、草壁皇子尊授淨広壺位。大津皇子授淨大式位。高市皇子授淨広式位。川嶋皇子・忍壁皇子授淨大參位。自此以下諸王諸臣等增加爵位各有差。二月丁丑朔庚辰【四】、大唐人・百濟人・高麗人、并百四十七人賜爵位。三月丙午朔己未【十四】、饗金物儒於筑紫。即從筑紫歸之。仍流著新羅人七口、附物儒還之。辛酉【十六】、京職大夫直大參許勢朝臣辛檀努卒。壬申【二七】、詔、諸国每家、作仏舎、乃置仏像及経、以礼拝供養。是月、灰零於信濃国。草木皆枯焉。

注71「爵位」：天智三年制定の冠位を改訂したもので、大宝元年大宝令に基づく新位階制定まで継続した。

〈現代語訳〉1月2日、百寮は賀正の礼を行った。21日、さらに爵位の名を改め階級を増加した。明位は二階、淨位は四階、各階に大と広があり、合わせて十二階。これは諸王以上の位である。正位、直位、勤位、務位、追位、進位ともいづれも四階、階ごとに大と広とがあり、合わせて四十八階。これは諸臣の位である。

この日、草壁皇子尊に淨広壺位を、大津皇子に淨大式位を、高市皇子に淨広式位を、川嶋皇子・忍壁皇子に淨大參位を授けられた。これ以下の諸王・諸臣らにそれぞれ爵位を加増された。

2月4日、大唐の人・百濟の人・高麗の人合わせて147人に爵位を賜わった。

3月14日、金物儒は筑紫で饗を賜わり、筑紫から帰途についた。漂着した新羅の7人を物儒につけて帰国させた。16日、京職大夫直大參許勢朝臣辛檀努が卒した。27日、詔して「国々で家ごとに仏舎を作り、仏像と経典を置いて、礼拝供養せよ」と言われた。この月、信濃国に灰が降って草木がみな枯れた。

〈夏条の原文〉夏四月丙子朔己卯【四】、紀伊国司言、牟婁湯泉、没而不出也。丁亥【十二】、祭広瀬竜田神。壬辰【十七】、新羅人金主山歸之。庚寅【十五】、始請僧尼、安居于宮中。五月丙午朔庚戌【五】、射於南門。天皇幸于飛鳥寺、以珍宝奉於仏而礼敬。甲子【十九】子、直大肆粟田朝臣真人、讓位于父。然勅不聽矣。是日、直大參当麻真人広麻呂卒。以壬申年之功、贈直大壺位。辛未【二六】、高向朝臣麻呂・都努朝臣牛飼等、至自新羅。乃学問僧觀常・雲觀從至之。新羅王献物、馬二匹・犬三頭・鸚鵡二隻・鵲二隻及種種物。六月乙亥朔甲午【二十】、大倭連・葛城連・凡川内連・山背連・難波連・紀酒人連・倭漢連・河内漢連・秦連・大隅直・書連、并十一氏、賜姓曰忌寸。

注72「安居」：12年は夏条にみえるから、ここに「始めて」とあるのは、この年の安居の開始を意味するか。

注73「以壬申年之功」：壬申の乱の際の事績は未詳。元年6月26日条に「当摩公広島、大宝元年七月条に当麻公国見の名が見える。

〈現代語訳〉4月4日、紀伊国司が「牟婁湯泉(和歌山県)が埋もれて湯が出なくなりました」と報告した。12日、広瀬・竜田の神を祭った。17日、新羅の人・金主山が帰途についた(重複記事)。15日、この日から僧尼を招いて宮中で安居(僧が一定期間、室内にこもって修行すること)を行った(前条と日時が前後)。

5月5日、南門で射礼を行った。天皇は飛鳥寺にお出ましになり、珍宝を仏に捧げて礼拝された。19日、直大肆粟田朝臣真人は位を父に讓ることを請うたが、天皇は勅してこれを赦されなかった。この日、直大參当麻真人広麻呂が卒した。壬申の年の功により、直大壺の位を贈られた。26日、高向朝臣麻呂・都努朝臣牛

飼等が新羅から帰った。学問僧観常・雲観がこれに従って帰国した。新羅王からの献物は、馬二匹・犬三頭・鸚鵡二羽・鶴二羽と種々であった。6月20日、大倭連・葛城連・凡川内連・山背連・難波連・紀酒人連・倭漢連等、合わせて11氏に姓を賜わって忌寸(八色姓の第四)と言った。

〈秋条の原文〉 秋七月乙巳朔乙丑【二一】、祭広瀬竜田神。庚午【二六】、勅定明位已下、進位已上之朝服色。淨位已上、並着朱花(朱花、此云波泥孺)。正位深紫、直位浅紫、勤位深緑、務位浅緑、追位深蒲萄、進位浅蒲萄。辛未【二七】、詔曰、東山道美濃以東、々海道伊勢以東諸国有位人等、並免課役。八月甲戌朔乙酉【十二】、天皇幸于浄土寺。丙戌【十三】、幸于川原寺。施稻於衆僧。癸巳【二十】、遣耽羅使人等還之。九月甲辰朔壬子【九】、天皇宴于旧宮安殿之庭。是日、皇太子以下、至于忍壁皇子、賜布各有差。甲寅【十一】、遣宮処王・広瀬王・難波王・竹田王・弥努王於京及畿内、各令校人夫之兵。戊午【十五】、直広肆都努朝臣牛飼為東海使者。直広肆石川朝臣虫名為東山使者。直広肆佐味朝臣少麻呂為山陽使者。直広肆巨勢朝臣粟持為山陰使者。直広参路真人迹見為南海使者。直広肆佐伯宿禰広足為筑紫使者。各判官一人、史一人、巡察国司・郡司及百姓之消息。是日、詔曰、凡諸歌男・歌女・笛吹者、即伝己子孫、令習歌笛。辛酉【十八】、天皇御大安殿、喚王卿等於殿前、以令博戲。是日、宮処王・難波王・竹田王・三国真人友足・県犬養宿禰大侶・大伴宿禰御行・境部宿禰石積・多朝臣品治・采女朝臣竹羅・藤原朝臣大嶋、凡十人、賜御衣袴。壬戌【十九】、皇太子以下及諸王卿、并四十八人、賜羆皮山羊皮。各有差。癸亥【二十】、遣高麗国使人等還之。丁卯【二四】、為天皇体不予之、三日、誦經於大官大寺・川原寺・飛鳥寺。因以稻納三寺。各有差。庚午【二七】、化来高麗人等、賜祿各有差。

注74「朝服色」: ①朝廷に出仕する際に着用する。②服色は後の持統四年四月に改正。

注75「東海～筑紫使者/巡察」: ①派遣の目的は記されているが、派遣した背景がよく分からない。ここに北陸道が欠けている理由は不詳。②巡察使の初見。

〈現代語訳〉 7月21日、広瀬・竜田の神を祭った。26日、勅して明位以下進位以上の朝服の色を定めた。淨位以上はみな朱花(朱色)・正位は深紫、直位は浅紫、勤位は深緑、務位は浅緑、追位は深蒲萄(深青色)、進位は浅蒲萄(浅青色)。27日、詔して「東山道は美濃以東、東海道は伊勢以東の諸国の有位の人等の課役を免除する」といわれた(これも壬申の乱従事者への優遇か)。

8月12日、天皇は浄土寺にお出ましになった。13日、川原寺にお出ましになり、僧たちに稲をお贈りになった。20日、耽羅に遣わされた使人が帰国した。

9月9日、天皇は旧宮(岡本宮か)の安殿で宴を催された(重陽の宴)。この日、皇太子以下忍壁皇子に至るまで、それぞれに布を賜わった。11日、宮処王・広瀬王・難波王・竹田王・弥努王を京及び畿内に遣わし、人々の用意した武器を校閲した。15日、直広肆都努朝臣牛飼を東海の使者に、直広肆石川朝臣虫名を東山の使者に、直広肆佐味朝臣少麻呂を山陽の使者に、直広肆巨勢朝臣粟持を山陰の使者に、直広参路真人迹見を南海の使者に、直広肆佐伯宿禰広足を筑紫の使者とし、それぞれに判官一人、史一人をつけて、国司・郡司及び百姓の消息を巡察された。この日、詔して「およそ全ての歌男・歌女・笛吹者は自分の技術を子孫に伝え、習歌や笛に習熟させよ」といわれた。18日、天皇は大安殿(内裏の正殿)にお出ましになり、王卿等を前に召して博戲(双六などのかけごと)をされた。この日、宮処王・難波王・竹田王・三国真人友足・県犬養宿禰大侶・大伴宿禰御行・境部宿禰石積・多朝臣品治・采女朝臣竹羅・藤原朝臣大嶋、合わせて十人にご自身の衣と袴を賜わった。19日、皇太子以下諸王卿合わせて四八人に、羆の皮・山羊(かもしか)の皮を賜わった。20日、高麗国に遣わした使人等が帰国した。24日、天皇が病気になられたので、三日間、大官大寺・川原寺・飛鳥寺で誦経させ、三寺に稲をお納めになった。27日、帰化してきた高麗人等に祿物を賜わった。

〈冬条の原文〉 冬十月癸酉朔丙子【四】、百濟僧常輝封三十戸。是僧寿百歳。庚辰【八】、遣百濟僧法蔵・優婆塞益田直金鍾於美濃、令煎白朮。因以賜絶綿布。壬午【十】、遣輕部朝臣足瀬・高田首新家・荒田尾連麻呂於信濃、令造行宮。蓋擬幸東間温湯敷。甲申【十二】、以浄大肆泊瀬王・直広肆巨勢朝臣馬飼・判官以下、并二十人、任於畿内之役。己丑【十七】、伊勢王等亦向于東国。因以賜衣袴。是日、説金剛般若經於宮中。十一月癸卯朔甲辰【二】、儲用鉄一万斤、送於周芳総令所。是日、筑紫大宰、請儲用物、絶一百匹・糸一百斤・布三百端・庸布四百常・鉄一万斤・箭竹二千連。送下於筑紫。丙午【四】、詔四方国曰、大角小角、鼓吹幡旗、及弩抛之類、不应存私家。咸収于郡家。戊申【六】、白錦後苑。丙寅【二四】、法蔵法師・金鍾献白朮煎。是日、為天皇招魂之。己巳【二七】、新羅遣波珍浪金智祥・大阿浪金健勲請政。仍進調。十二月壬申朔乙亥【四】、遣筑紫防人等、飄蕩海中、皆失衣裳。則為防人衣服、以布四百五十八端、給下於筑紫。辛巳【十】、自西発之地震。丁亥【十六】、絶綿布以施大官大寺僧等。庚寅【十九】、皇后命以、王卿等五十五人、賜朝服各一具。

注76「畿内之役」: 都城の地を選ぶ事業か。12年11月、13年2月条に関連する記事がある。

注77「周芳総令」: 続日本紀、文武四年十月条に、周防総領が見える。総領は筑紫大宰と同様、地方支配上重要な国におかれ、近隣数か国の行政を管轄する職。

注78「詔四方国曰・・・」: ここに挙げられているのは全て部隊装備の兵器。地方豪族の所有していたこれら兵器の収公を命じたもので、軍団制実施の準備的な措置であろう。

〈現代語訳〉 10月4日、百済の僧常輝に食封三十戸を賜わった。この僧は百歳であった。8日、百済僧法蔵・優婆塞益田直金鍾を美濃に遣わし白朮(胃薬)を求め、煎じ薬をつくらせた。これを労って緇・綿・布を賜わった。10日、軽部朝臣足瀬・高田首新家・荒田尾連麻呂を信濃に遣わし、行宮を造らせた。恐らく東間温湯(浅間温泉か)においでになろうとしたのであろうか。12日、浄大肆泊瀬王・直広肆巨勢朝臣馬飼及び判官以下合わせて二十人に、畿内の役(都城の地を選ぶ事業か)を任せられた。17日、伊勢王等がまた東国に向かうので、賜衣・袴を賜わった(国界面定事業の継続か)。この日、金剛般若経を宮中で説かせられた。

11月1日、官用の鉄一万斤を周防総令のもとに送った。この日、筑紫大宰が官用の緇一百匹・糸一百斤・布三百端・庸布四百常・鉄一万斤・箭竹二千連を申請してきたので、それらを筑紫に発送した。4日、全国に詔して「大角・小角(いずれも吹奏楽器)、鼓・吹・幡旗や弩・抛の類は個人の家においてはならない。全て郡家に収めよ」といわれた。6日、白錦後苑(未詳)におでましになった。24日、法蔵法師・金鍾は白朮を煎じたものを献上した。この日、天皇のために招魂(鎮魂祭。魂が遊離していかないように、身体中に鎮め長寿を祈る)をした。27日、新羅は波珍浪金智祥・大阿浪金健勲を遣わして、国政を奏上し調を奉った。

12月4日、筑紫に遣わせた防人等が海上で難破漂流して衣裳をなくした。防人の衣服にあてるため、布458端を筑紫に発送した。10日、西の方から地震が起こった。16日、緇・綿・布を大官大寺の僧等にお贈りになった。19日、皇后の命で、王卿等55人に朝服各一揃いを賜わった。

【トピック】天武紀(下)の天文・気象現象に関する記事

以下にみるように天武紀下には52件もの天文・気象現象の記事が記されている。天体現象では、日食が2回、星に関する事項が8回観測されている。また、気象現象では風雨・雷と旱魃や凶作に関わるもの、地震・津波に関するものがそれぞれ18件もあることが注目される。

| | 天体現象 | 風雨・雷 | 地震・津波 | 旱魃・凶作 | 生物等 |
|-------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|---------------------|----------------------|
| 天武 2年 | | | | | |
| 天武 3年 | | | | | |
| 天武 4年 | | 大風(8.22) | 大地震(11月) | | |
| 天武 5年 | 彗星(7-9月) | | | 下野国凶作(5.7)、夏大旱魃(6月) | |
| 天武 6年 | | | 大地震(6.14) | 旱魃(5月) | |
| 天武 7年 | | 新宮西庁柱に落雷(4.13) | 筑紫国で大地震(12月) | | 臘子鳥あと出現(12.27) |
| 天武 8年 | | 降雹(6.1) | 地震(11.11/14) | 雨乞い(6-7月) | |
| 天武 9年 | 日食(11.1) | 雷電甚だし(8.14)、豪雨(8.5-7)、大風(8.14)、西方で雷(11.1) | | 降灰(8月) | 臘子鳥東南方→西北(11.30) |
| 天武10年 | 彗星(9.16)、火星と月が重なる(9.17)、日食(10.1) | | 地震(3.21/7.1/10.18/11.2) | 雨乞い(8.17) | 朱雀出現(7.1) |
| 天武11年 | 大星(金星)東→西(8.3)、灌頂幡が北~/東の山に白気(8.11)、天の中央に虹(8.17) | 信濃・吉備国で降霜と大風(7.27) | 地震(1.19、3.7、8.17)、大地震(8.12) | | 数百の大鶴が大宮に向って飛翔(9.10) |
| 天武12年 | | | | 旱魃(7-8月) | |
| 天武13年 | 彗星(7.23)、隕石が雨状に降る等(11.21) | | 大地震(10.14)、土佐国司が「大津波」を報告(11.3) | 雨乞い(6.4) | |
| 天武14年 | | | 牟婁温泉で湯が出ず(4.4)、西方から地震発生(12.10) | 信濃国で降灰(3月) | |
| 朱鳥元年 | | 南方の空に雷・大雷雨・落雷火災(7.10) | 地震(1.19) | | |
| 集 計 | 10 | 9 | 18 | 9 | 4 |